

騒音・振動・悪臭関係

1 騒音に係る規制基準

(1) 特定施設に係る規制基準

(単位: デシベル)

時間の区分 区域の区分	昼間(午前8時から午後8時まで)	朝・夕(午前6時から午前8時まで及び午後8時から午後10時まで)	夜間(午後10時から午前6時まで)
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	55

(注) 1 規制基準の適用については、特定施設を設置する工場・事業所の敷地境界線における騒音レベル(デシベル)の大きさ。

2 第2種から第4種区域の騒音規制地域内にある学校・図書館・病院等の敷地の周囲約50mの区域内はそれぞれ表に示す基準より5デシベル低い値が規制基準となる。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

特定建設作業の種類 (使用する作業機)	種類に応する規制基準					
	騒音の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の作業時間の制限	作業期間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止	備考
1 杭打機・杭抜機	85dB	第1号区域 午後7時から 翌日の午前7時まで	第1号区域 1日10時間以内	同一場所において 連続6日間以内	日曜日、その他の休日	杭打機(もんけいを除く。) 杭抜機又は杭打機杭抜機(圧入式杭打杭抜機を除く。)を使用する作業(杭打機をアースオーナーと併用する作業を除く。)
2 びょう打機		第2号区域 午後10時から 翌日の午前6時まで	第2号区域 1日14時間以内			
3 削岩機						作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。

4 空気圧縮機	85 dB	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域 1日10時間以内	同一場所において連続6日間以内	日曜日、その他の休日	電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15Kw以上のものに限る。(削岩機の動力として使用する作業を除く。)
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域 1日14時間以内			混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45m ³ 以上、アスファルトは200kg以上のものに限る。 (モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
6 バックホウ						一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80Kw以上のものに限る。
7 トラクターショベル						一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70Kw以上のものに限る。
8 ブルドーザー						一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40Kw以上のものに限る。

(備考) 区域の区分は、次の区分による。

- ・第1号区域：第1種区域から第3種区域の全区域並びに第4種区域で、(ア)学校(イ)保育所(ウ)病院(エ)図書館(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル以内の区域
- ・第2号区域：第4種区域のうち第1号区域を除く区域

(注)

- ・特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準による。
- ・騒音の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線において測定する。
- ・特定建設作業には、当該作業が開始した日に終わるものと除く。
- ・規制基準には、災害、その他非常時事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合、人命又は身体に対する危険を防止するため、特に特定建設作業を行う必要がある場合、その他の法令で

- 作業日の指定のある許可に係る特定建設作業には適用されない。
- 規制基準を超えている場合、騒音防止の方法のみならず、1日の作業時間を上記に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告又は命令できる。

2 振動に係る規制基準

(1) 特定工場等に係る規制基準

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分	
	昼 間 午前8時から 午後8時まで	夜 間 午後8時から翌日の 午前8時まで
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

(2) 特定建設作業に係る規制基準

振動の大きさ	作業が出来ない時間		1日における作業時間		同一場所における作業時間	日曜日・休日における作業
	第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
特定建設作業の場所の敷地境界線において75dBを超える大きいものでないこと	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止

(備考) 区域の区分は、概ね次のとおり。

- 第1号区域：振動規制地域で第2号区域を除く地域
- 第2号区域：振動規制地域内の工業地域（学校、病院等の敷地の周囲約80m以内を除く。）

3 悪臭に係る規制基準

(1) 特定悪臭物質（22物質）による濃度規制基準

悪臭防止法に基づく敷地境界線における規制基準

(PPm)

悪臭物質 区域の区分	アンモニア A 区域	メチルメルカプタン B 区域	硫化水素 0.002	硫化メチル 0.02	トリメチルアミン 0.01	二硫化メチル 0.005	アセトアルデヒド 0.009	スチレン 0.05	プロピオノ酸 0.4

悪臭物質 区域の区分	ノルマル 酪酸 A 区域	ノルマル 吉草酸 B 区域	イソ 吉草酸 0.002	プロピオ ンアルデ ヒド 0.0009	ノルマル ブチルア ルデヒド 0.001	イソブチ ルアルデ ヒド 0.05	ノルマル バレルア ルデヒド 0.009	イソバレ ルアルデ ヒド 0.02	イソブタ ノール 0.003

悪臭物質 区域の区分	酢酸エチル A 区域	メチルイソブチルケトン B 区域	トルエン 1 0	キシレン 1

(備考) 区域の区分：A、B 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として、市長が定めた区域をいう。

- ・ A 区域：悪臭規制区域内で B 区域以外の地域
- ・ B 区域：悪臭規制区域内で主として工業の用に供される地域、その他悪臭に対する順応の見られる地域

(2) 悪臭防止法に基づく排出水中における規制基準

(単位 : mg/l)

悪臭物質 規制地域の 区分、排水量	メチルメルカプタン		硫化水素		硫化メチル		二硫化メチル	
	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域	A 区域	B 区域
0.001 m ³ 毎秒以下の場合	0.03	0.06	0.1	0.3	0.3	2	0.6	2
0.001 m ³ 毎秒を超える場合、0.1 m ³ 毎秒以下の場合	0.007	0.01	0.02	0.07	0.07	0.3	0.1	0.4
0.1 m ³ 毎秒を超える場合、	0.002	0.003	0.005	0.02	0.01	0.07	0.03	0.09